

# 令和7年の地方分権改革に関する提案募集

デジタル番号	管理番号	提案事項(事項名)	提案団体	制度の所管・関係府省	求める措置の具体的内容	追加共同提案団体	各府省からの第1次回答
1	79	署名用電子証明書の失効要件の緩和	宮崎市、特別区長会	総務省	国内に居住している場合には署名用電子証明書の住所の情報は「国内」とし、国内で住所異動があった場合には署名用電子証明書の更新手続を不要とすること。 署名用電子証明書の失効要件の緩和のみならず、幅広く窓口業務の負担軽減に資する方策を検討すること。	旭川市、盛岡市、花巻市、銚子市、佐久市、名古屋、寝屋川市、安来市、広島市、松山市、東温市、佐世保市、熊本市、鹿児島市	オンラインにおいて確実に個人を識別するためには氏名、出生の年月日、男女の別、住所の基本4情報が必要である。 個人番号カードに記録する署名用電子証明書については、オンラインで安全・確実に本人確認ができるデジタル社会の信頼の基盤となるツールであり、個人を識別するための事項として当該基本4情報を記録している。 当該基本4情報が記録されていることで、官民の様々なサービスのうち、確実な本人確認を必要とする手続などにおいて、署名用電子証明書を提出する方法で活用が進んでいる。 このことに加え、官民の様々なサービスにおいて、「住所」の情報が広く必要とされている実態も踏まえると、記録事項の住所を「国内」とすることについては、慎重な検討が必要である。 なお、市町村の窓口体制を確保し、その負担軽減・国民の利便性向上を図ることは重要であると考えており、郵便局において電子証明書の発行・更新等に係る事務を取り扱わせることを可能とし、加えて、民間事業者に委託することが可能な業務の範囲の拡大について周知しており、引き続き市町村の負担軽減に向けて取り組んでまいりたい。
2	80	自動車臨時運行許可申請についてオンライン完結を可能とすること	宮崎市	デジタル庁、国土交通省	自動車臨時運行許可申請における自動車損害賠償責任保険証の提示については電磁的記録による方法を可能にすること。 臨時運行許可証の交付及び臨時運行許可番号標の貸与について郵送も可能であることを明確化すること。 臨時運行許可申請手続について、ぴったりサービスにおいて標準様式をプリセットすることや自動車OSSの活用を念頭に、電子決済も含めたオンライン完結を可能とすること。	花巻市、いわき市、相模原市、名古屋市、豊田市、安来市	自動車臨時運行許可申請における自動車損害賠償責任保険証の提示（自動車損害賠償保障法（以下、「自賠法」）第9条第1項）については、強制保険の実効性を担保するため、道路運送車両法による各処分申請の際に、書面による自動車損害賠償責任保険証（自動車損害賠償責任共済証明を含む。以下同じ。）の提示を義務付けております。 現在、保険会社等による、PDF形式の自動車損害賠償責任保険証（以下、「PDF自賠証」）の交付が可能となっておりますが、自動車臨時運行許可申請におけるPDF自賠証の提示を可能とするにあたっては、強制保険の実効性を担保するため、その提示を受ける各行政庁に対し、PDF自賠証に記載のQRコードを読み取る等により、その真正性を確認する措置を求めると考えております。 上記PDF自賠証の真正性を確認する措置については、自治体によっては対応が困難な場合や、かえって自治体職員の業務負担になる場合があるものと思料し、現時点においては、自賠法第9条第1項に基づく自賠証の提示を書面による方法に限定しているところです。 上記より、自動車臨時運行許可申請におけるPDF自賠証の提示については、各自治体における対応の可否について調査を行い、その結果を踏まえ措置の可否を検討してまいります。 臨時運行許可証の交付及び臨時運行許可番号標の貸与を郵送で行うことについては、現状においても各自治体の判断において実施いただくことが可能です。この点、各地方運輸局において自治体職員が参考としていただけるように臨時運行許可手続きについてのQ&A等を作成しているところ、これらの資料に郵送による貸与等が可能である旨を追記することで明確化を図ります。 なお、郵送による貸与等により番号標等が盗難・紛失し悪用されるリスクもありますので、貸与事務の状況及び実態を踏まえ慎重にご判断いただきたく存じます。 許可申請の電子化については、申請を電子化することにより、かえって自治体職員の業務負担が増すケースや電子と紙の申請が併存し事務処理に混乱が生じるケースが想定されます。このため、電子化をするか否かについては各自治体において業務の実施体制等を勘案しご判断いただくべきものであり、国において統一的なシステムを導入し電子化を推進すべきものではないと考えます。 愛媛県松山市や、福島県福島市がぴったりサービスを利用した電子申請受付の仕組みを構築されているため、まずは貴自治体においてもマイナポータルでのぴったりサービスを既存の申請フォーマットを流用する仕組みを構築し電子申請できる体制を整備することが最適と考えます。
3	18	マイナンバー情報連携の仕組みを活用した、健康保険等加入時の国民健康保険における脱退届出義務の見直し	中核市市長会	デジタル庁、厚生労働省	マイナンバー情報連携の仕組みを活用し、健康保険等加入時の国民健康保険の脱退届出を不要にする。具体的には、健保組合等にて資格取得時に、加入者情報を中間サーバーに連携されたタイミングで国保に情報を自動配信し、国保は職権にて資格喪失処理を行う。 上記対応が困難な場合、脱退勧奨対象者を減らすために以下の対応を求める。 ・健康保険等加入時に適用事業所において国保の脱退届出を本人に案内し、提出を促す。 ・上記案内の便宜のために、マイナポータルにおけるオンライン申請ができない市町村にも可能となるよう協力を求める。	北上市、いわき市、ひたちなか市、高崎市、伊勢崎市、八潮市、佐倉市、川崎市、相模原市、亀岡市、城陽市、茨木市、羽曳野市、兵庫県、安来市、山口県、新居浜市、東温市、大野城市、大村市、鹿児島市	国民健康保険における資格喪失の届出は、対象者が自覚すること無く無保険状態となることのないよう行うこととしているものであり、資格喪失の届出を不要とすることや事前の資格喪失届出の勧奨を行うことなく職権で資格喪失処理を行うことは適当でないと考えている。なお、中間サーバーには保険者に情報を自動的に配信する機能はなく、ご提案のような方法で健康保険の被保険者資格を取得した者の情報を配信し、国民健康保険の資格喪失届を不要とすることは困難。 また、健康保険等への加入時に適用事業所において国保の資格喪失届出を行うよう促すことについては、それに伴う事業主の事務負担の増加を踏まえ、慎重な検討が必要であると考えており、一方で、資格喪失手続に係るマイナポータルによるオンライン申請の導入等については、引き続き保険者に対して適切に働きかけてまいりたいと考えている。
4	93	消防分野における叙勲等栄典事務に係る手続きの効率化	宮崎県、岐阜県、九州地方知事会	内閣府、総務省	調書等作成における記載内容や提出書類の削減など作成書類の簡素化及びシステム化や事務効率化のためのツールの導入を要望するもの。	北海道、函館市、花巻市、相模原市、山梨県、長野県、静岡県、大阪府、広島市、高松市、高知県、熊本市	栄典の候補者として推薦いただくに当たり、内閣府賞勲局が各府省に提出を求めている主な資料は①審査票、②功績調書、③履歴書、④刑罰等調書及び⑤戸籍抄本（除籍抄本）であり、いずれも功績内容等を確認するために必要なものである。 ①審査票、②功績調書及び③履歴書については、功績を漏らさないようにしつつも、簡潔に要領よく作成いただくよう各府省へ依頼をしている。このため、①審査票及び③履歴書については、最低限記載いただきたい事項等を整えたExcel様式をすでに提供しており、また、履歴書を作成した際に、履歴書の情報から審査票を作成できる「審査票等作成支援ツール」も提供している。 栄典は候補者の生涯全ての経歴・功績を総合的に評価し表彰するものであるところ、どのような経歴や功績を持つかはまさに人それぞれ異なるものであり、その記載をシステム化することは困難であることから、内閣府賞勲局は各府省に対し、最低限必要な様式・記載内容を示している。①審査票、②功績調書及び③履歴書の書類や記載内容をこれ以上省略した場合、候補者がどのような経歴・功績を持つのか適切な確認・評価を行うことができなくなり、本来受けられる評価とは異なる評価にもつながりかねない。国家や公共に対し優れた行いのある方を表彰するという制度趣旨にご理解いただき、候補者が評価されるべき評価を受けられるよう引き続き推薦書類の作成にご協力願いたい。

# 令和7年の地方分権改革に関する提案募集

デジ行 番号	管理 番号	提案事項 (事項名)	提案団体	制度の所管 ・関係府省	求める措置の具体的内容	追加共同提案団体	各府省からの第1次回答
5	12	社会資本整備総合交付金システム(SCMS)の機能改修	香川県、栃木県、愛媛県、高知県	国土交通省	社会資本整備総合交付金システム(SCMS)について、下記の事項のシステム改修を提案する。 ①進行管理表のエクセルによる提出を不要とすること。進行管理については、システム内で完結すること。 ②現在受付担当(とりまとめ担当)でしか入力できない欄について、各担当でも修正ができるようにすること。 ③整備計画の変更申請について、当初計画の添付書類を引き継げるようにすること。 ④実施に関する計画・交付申請の変更申請の際、案件番号か案件名のどちらかの選択で団体別内訳表を更新できるようにすること。 ⑤問合せ一覧表の内容を今一度精査し、マニュアルに記載されていることや、古い情報、重複する情報を削除すること。 ⑥要望額等のシステム登録に当たり、整備局等において誤りが発覚し差戻処理が行われた場合、修正が必要な計画のみ差戻処理ができるようにすること。	茨城県、さいたま市、川崎市、相模原市、長野県、大阪府、兵庫県、岡山県、広島市、防府市、熊本市、宮崎県、特別区長会	社会資本整備総合交付金システム(SCMS)については地方公共団体からのご意見も踏まえながら、改修や機能の拡充を行ってきているところである。現在、操作画面の改善等、SCMSの機能改修の検討を進めているところだが、その他の機能の改修・拡充等についても検討を進めてまいる。
6	378	道路、河川、公園・緑地、農政の土木施設全般に関する問い合わせに対応するためのシステムの構築	名古屋市	農林水産省、国土交通省	市民の問い合わせ対応を効率的かつ迅速に処理するため、国・県・市の土木施設に関する市民問い合わせについて、LINE通報システム「道路緊急ダイヤル#9910」を発展的に見直すなどにより、土木施設を網羅した一体的なシステムを構築することで、それぞれの担当者がシステム上で内容等を把握し、対応できるようにしてもらいたい。	相模原市、燕市、浜松市、滋賀県、特別区長会	提案の内容を踏まえて、各分野における既存のシステムの運用実態等を把握した上で、今後の対応を検討してまいりたい。
7	16	所得税及び地方税の障害者控除認定事務において情報提供ネットワークシステムを活用可能とすること	日の出町	デジタル庁、厚生労働省	所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第10条及び地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条又は第7条の15の7の規定における「障害者控除の対象者」について、保険者が有する介護保険情報を、既存の情報提供ネットワークシステムを通じて自治体間の情報照会及び取得が可能となるよう求める。	花巻市、川崎市、魚沼市	○所得税及び地方税上の障害者控除の一部の事務については、「高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて」(平成14年8月1日付厚生労働省事務連絡)に基づき、身体障害者手帳の交付を受けている者等のほか、知的障害者等又は身体障害者に準ずる者として市町村長の認定を受けた者が対象とされている。当該認定に当たっては、医師や職員による個別の確認のほか、要介護認定に係る情報等を参考に確認する方法を示しており、これを踏まえて、各市町村において、公平性を欠かないよう適切な方法で実施されている。なお、当該事務連絡では「要介護認定」と「障害認定」は、判断基準が異なるため、要介護認定の結果のみをもって一律に身体障害者の何級に相当するかを判断することは困難な旨もお示ししているところである。 ○このような中で、当該事務において情報提供ネットワークシステムを活用するためには、全市町村においてシステム改修等が必要となり、また、システム改修に係る相応のコストも見込まれるため、障害者控除に係る事務における支障事例の件数等の状況等も考慮し、慎重に検討する必要があると考えている。
8	179	罹災証明書のオンライン申請におけるマイナポータル機能改善	射水市	内閣府、デジタル庁	(1)家屋の所在の特定について ①マイナポータルの罹災証明の申請入力時において、罹災家屋の所在を入力する際に、文字で所在を入力できるだけでなく、地図上で場所を特定すると所在地が入力できるようにする。 ②添付された写真の位置データから罹災家屋の場所が特定できるようにする。 ①②それぞれ地図上で特定された場所が申請データ(申請書や写真)と共に出力できるようにする。 (2)写真の添付及び記載漏れ確認について 罹災証明の申請入力時において、家屋の全景写真や被災箇所写真等を添付する画面をそれぞれ設けて、各画面で写真の添付が無い場合や、記載事項に漏れがある場合、警告が出るようにする。 ※現地調査の場合など、必ずしも写真の添付が必要ないケースもあるため、あくまで警告画面までとし、添付を必須としない。	花巻市、相模原市、名古屋市、豊中市、今治市	ご指摘を踏まえ、費用対効果を考えた上で、被災市町村の事務負担の軽減につながるようなマイナポータルの機能改善や活用方法の工夫などについて、令和7年度中を目途に、内閣府とデジタル庁で検討する。
9	123	狂犬病予防注射接種履歴のオンライン一元管理	伊丹市	厚生労働省、環境省	狂犬病予防法第5条に基づく予防注射について、マイクロチップ登録システム等を活用し、オンライン等で全国的に接種履歴を管理できるようデジタル化を要望する。例えば、犬の所有者が予防注射後に獣医師が交付する「狂犬病予防注射済証」のデータを添付し接種履歴を登録するか、又は獣医師側でマイクロチップ情報と紐づけて接種履歴を登録する等が考えられる。併せて注射済票の交付を不要とするか、又はマイクロチップを注射済票と読み替える既定の整備を要望する。	花巻市、柏市、相模原市、半田市、堺市、豊中市、枚方市、寝屋川市、高松市、鹿児島市、特別区長会	全国的に接種履歴を管理するという要望については、接種勧奨のための接種履歴の活用という面においても市町村長(特別区にあっては、区長。以下同じ。)等が引き続き管理することが適当である。なお、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)におけるマイクロチップ情報の登録方法は、犬猫の所有者が登録する仕組みであり、市町村長が登録する仕組みではない。 また、注射済票の交付を不要とする、またはマイクロチップを予防注射済票と読み替えることについては、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第5条第2項の規定により市町村長が犬の所有者に交付する注射済票は、犬1頭ごとに、同条第1項の予防注射を受けている証として交付しているものである。注射済票は、当該犬が狂犬病の感染源となる可能性が低いことを速やかかつ明確に把握するためのものであり、狂犬病発生時等において、その可能性を目視により確認できなくなることから、マイクロチップで代替することは困難である。

# 令和7年の地方分権改革に関する提案募集

デジタル番号	管理番号	提案事項(事項名)	提案団体	制度の所管・関係府省	求める措置の具体的内容	追加共同提案団体	各府省からの第1次回答
10	38	戸籍証明書、納税証明書及び所得課税証明書についてマイナポータルを活用した電子的な交付を可能とすること	大府市	デジタル庁、総務省、法務省	<p>・マイナポータル上の「わたしの情報」において、課税所得額を確認できることから、所得課税証明書については、住民からの請求に基づき、マイナポータル上で当該情報を証明書形式(PDF)に変換し、自動で電子署名が付与される機能を追加することで、PDF等による電子的な交付を可能とすること。</p> <p>・戸籍証明書、納税証明書についても、マイナポータル上で電子的な交付を可能とすること。</p>	札幌市、当別町、青森市、花巻市、いわき市、銚子市、横浜市、燕市、島田市、名古屋市、刈谷市、豊田市、城陽市、堺市、豊中市、寝屋川市、西宮市、安来市、広島市、熊本市	<p>【デジタル庁、総務省】</p> <p>地方税法第20条の10に基づく納税証明書や、地方団体が条例・規則等に基づき定める課税証明書等の電子的な交付については、提案者もご認識のとおり、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項及び第16条第1項の規定に基づき、各地方団体の判断により、既に電子的な交付が可能であるところ。</p> <p>なお、eLTAXを経由した納税証明書の電子的な交付については、「令和6年度地方税における電子化の推進に関する検討会とりまとめ」において、納税通知書等の電子的送付の実現後、早期に納税証明書のデジタル化を実現すべきとされたことから、マイナポータルの活用も含め、実現に向けた具体的な検討を開始したところである。</p> <p>【法務省】</p> <p>戸籍証明書のオンライン交付は既に制度上、許容されている(戸籍法施行規則第79条の5)ことから、御要望の点については既に市区町村の判断で実施することが可能である。</p>
11	67	国からの定例的な調査・照会等における一斉調査システムの活用	千葉県	内閣府、総務省	<p>別紙の調査リストに記載の国から定例的に実施されている照会等については、調査・照会(一斉調査)システムなどクラウド上に入力フォームを作成の上、そこへ回答する方法としていただきたい。さらに、入力項目が多い調査については、調査・照会(一斉調査)システムに市町村がExcelで作成したデータ(CSVデータ等)をアップロードし、自動で入力できるように改修していただきたい。</p> <p>また、管内市町村や全国の都道府県・市区町村の回答も参照できる集計・分析機能等も備えることで、単にとりまとめ集計を行う照会等については都道府県の経由を廃止することが望ましい。</p> <p>【例】</p> <p>○一斉調査システムへのCSVアップロード機能の整備</p> <p>市町村がExcelで作成した回答データをCSV形式に変換し、一斉調査システムにアップロードすることで、回答内容の入力、集計、分析が自動化される機能。</p>	花巻市、埼玉県、神奈川県、静岡県、三重県、奈良県、山口県	<p>【内閣府】</p> <p>関係省庁と速やかに連携の上、調査・照会(一斉調査)システムの活用を前向きに検討したい。</p> <p>【総務省】</p> <p>別紙の調査リストに記載の回答は、別添のとおり。</p> <p>一斉通知・調査システムの改修に係るご提案に関しては、まず、自治体側において回答フォーマットをExcelでダウンロードし、入力の上、アップロード可能とすることについては、本年3月のシステム改修により既に実施可能となっているところ。</p> <p>また、各自治体が全ての調査対象団体の個別回答を参照し集計・分析を実施できるようにすることについては、従前より、調査実施省庁が取りまとめた調査結果をシステム上で調査対象団体へ公開できる機能が備わっているため、現行システムにおいても、調査実施省庁が全ての回答を調査結果として公表することにより対応可能である。</p> <p>なお、他団体に参照されたくない回答がある調査も存在する可能性があることから、全ての調査について全回答を一律に公開することはできないと考えられるため、調査実施省庁の判断により、全ての回答・自由記述部分以外・個人情報を除く部分など、それぞれの調査特性に応じて公開可能な情報を取りまとめる必要があるものであり、これをシステム上で実現するには、毎回、回答ごとに公表可否を自治体を選択するような機能を追加するシステム改修も必要になるものと考えられる。</p> <p>本システムは、利便性向上による利用拡大を図るため、本年3月に大規模なシステム改修を実施しており、次期システム改修については、この新システムの運用を通じて、各府省庁や自治体から更なる改善点として寄せられた内容も含め、費用対効果も踏まえ検討し、令和9年度予算要求において必要な予算を確保するよう取り組んでまいりたい。</p>
12	69	有害使用済機器の保管等廃棄物処理法に係る届出等のオンライン化に向けたe-Govの整備・改修	千葉県、青森県、千葉市、柏市	デジタル庁、環境省	<p>令和6年提案管理番号28及び49を受けて、各種環境法令に基づく申請・届出等について現在e-Govへの搭載の検討を進めていることを踏まえ、有害使用済機器の保管等に係る届出等についても同様にe-Govを活用し、入力フォームでの提出を可能とすることを求める。</p> <p>なお、原本提出を求められるような提出書類はなく、一連の手続を電子化する上での支障はない。</p> <p>○廃棄物処理法における有害使用済機器の保管等に係る届出、変更の届出、廃止の届出(年間届出件数)</p> <p>提案団体：3件 共同提案団体A：1件</p>	宮城県、豊橋市、寝屋川市、熊本市	<p>「令和6年度産廃廃棄物行政組織等調査(令和5年速報値より)」によると、「廃棄物処理法における有害使用済機器の保管等に係る届出、変更の届出、廃止の届出」の年間届出件数は「保管の届出61件」、「変更の届出3件」、「廃止の届出9件」となっている。</p> <p>「デジタル社会の実現に向けた重点計画 令和6年6月21日」の「[No.1-26] 地方公共団体の行政手続オンライン化の推進」によると「「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち、処理件数の多い手続を中心に、関係府省庁と連携しながらオンライン・デジタル化を推進する。」とある。</p> <p>また、「[No.1-65] 行政手続のデジタル完結」では、「年間件数1万件以上の申請等及びそれに基づく処分通知等について、令和5年12月に取りまとめた「行政手続のデジタル完結に向けた工程表」に基づきオンライン化に取り組み、工程表に定められたデジタル完結を実現する。」とある。</p> <p>なお、オンライン化は電子メールによる対応も可能としており、「令和2年5月15日付新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令の施行について(通知)」、「令和5年3月31日付デジタル原則を踏まえた廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の適用に係る解釈の明確化等について(通知)」にて地方自治法の規定に基づく技術的助言を通知済みである。</p> <p>現時点では重点計画に歩調を合わせ年間件数1万件以上の行政手続を対象としてe-Govによるオンライン化を検討している。</p> <p>システム開発、運用・保守に要する費用対効果等も鑑みて電子メールによる対応をまずはご検討いただきたい。</p>
13	70	自動車リサイクル法等に基づく申請・届出等のオンライン化に向けたe-Govの整備・改修	千葉県、青森県、千葉市、柏市	デジタル庁、経済産業省、環境省	<p>令和6年提案管理番号28及び49を受けて、各種環境法令に基づく申請・届出等について現在、e-Govへの搭載の検討を進めていることを踏まえ、自動車リサイクル法及びフロン排出抑制法に係る申請・届出等においても同様にe-Govを活用し、入力フォームでの提出を可能とすることを求める。</p> <p>また、当該システムにオンライン決済機能(政府共通決済基盤)を搭載し、一連の手続きをe-Gov上で完結させること。</p> <p>なお、原本提出を求められるような提出書類はなく、一連の手続を電子化する上での支障はない。</p> <p>○自動車リサイクル法における引取業者・フロン類回収業者に係る登録申請、登録更新申請、変更届、廃業等の届出、登録証明願</p> <p>○フロン排出抑制法における第一種フロン類充填回収業者に係る登録申請、登録更新申請、変更届、廃業等の届出(年間登録・届出件数)</p> <p>提案団体：約1250件 共同提案団体A：61件</p>	豊橋市、寝屋川市、熊本市	<p>ご指摘の法令に係る申請・届出等については、提出書類の種類・形式等、自治体毎に対応が異なることや、既に独自の電子申請サービスを構築している自治体もあることを承知しており、申請方法を統一しオンライン化するには、まずは実態を把握した上で自治体からも意見を伺いつつ慎重に検討する必要があると考えている。</p> <p>また、e-Govにおいては、申請・届出内容に不備等があった場合の修正や、申請・届出情報に係る汎用的なデータでの出力等の機能改善・追加を進めているところであるが、支障事例にあるキャッシュレス納付への対応や、自治体からの要望が予想される自治体の決裁システムとの連携が未定であるなど、一連の手続をe-Gov上で完結させるにはさらなる機能改善・追加等による利便性の向上が必要な状況となっている。</p> <p>については、自治体の実態把握の結果やe-Govの機能改善・追加の状況等を踏まえ、システム所管府省とも調整の上、e-Govによる手続のオンライン化を検討してまいりたい。</p>

# 令和7年の地方分権改革に関する提案募集

デジ行 番号	管理 番号	提案事項 (事項名)	提案団体	制度の所管 ・関係府省	求める措置の具体的内容	追加共同提案団体	各府省からの第1次回答
14	190	「WAMNET」上での医療法人の事業報告書等の閲覧を可能とすること	福岡市、札幌市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、北九州市	厚生労働省	医療法人の事業報告書等の閲覧事務について、国（独立行政法人福祉医療機構）が構築するシステム（WAMNET）上での第三者による閲覧機能（電子化した紙媒体での届出データを含む）の追加を求める。	宮城県、千葉県、三重県、大阪府、山口県、久留米市	<p>【現状】</p> <p>現行の医療法人制度は、都道府県において医療法人の許認可、指導監督、透明性の確保を一体として行っており、国は政策活用のため、医療法人の経営情報等を収集している。</p> <p>透明性の確保については、平成18年医療法改正により、都道府県知事が事業報告書等を閲覧に供しななければならないこととされている（同法第52条第2項）。</p> <p>その閲覧方法については、デジタル化の観点から医療法施行規則を改正し、令和5年4月1日よりインターネットの利用によることとした。</p> <p>また、インターネットによる閲覧に供するためには、閲覧対象となる書類を電子的に届け出られる環境が必要なため、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和3年4月1日から厚生労働省が運営する医療機関等情報支援システム（G-MIS）</li> <li>令和7年4月1日から独立行政法人福祉医療機構（以下「WAM」という。）が運営するWAMNETへの電子的な届出を可能とするとともに、自治体において閲覧用の電子媒体のダウンロード機能を実装したところ。</li> </ul> <p>なお、社会福祉法人は税制優遇措置が講じられている公益性の高い法人として運営の透明性を徹底する観点から、自ら計算書類等及び財産目録等を公表することとされており、WAMNETに届出を行い、福祉医療機構側で公表すれば、自ら公表を行ったものと見なされる。</p> <p>【提案を踏まえた対応】</p> <p>医療機関の経営情報の更なる見える化に向けては、経済・財政新生計画改革実行プログラム2024（令和6年12月26日経済財政諮問会議）に基づき、提出情報のさらなる改善等について検討・実施することとしており、引き続きその検討を深めていく。</p> <p>また、その検討を待たず、事業報告書等が紙媒体で届け出られた場合、自治体においてオンライン閲覧用に電子化している現状を改善することは喫緊の課題であるとの認識に立って、国から医療法人に対してメールや郵送等により働きかけを直接行う等の取組により、届出の電子化をさらに推進する。</p> <p>さらに、自治体が閲覧用の電子媒体をダウンロードする機能の充実を図る等、自治体の目線に立った見直しに取り組む。</p>
15	183	自治体のテレワークシステムの共通化及び国による提供	春日市	デジタル庁、総務省	国において地方公共団体情報システム機構が提供する「自治体テレワークシステム」のような共通システムの構築又は「自治体テレワーク試行事業」の本格実施を通じて、テレワークを安定的に実施できる環境の整備を求める。	新潟市、豊橋市、安来市	<p>【デジタル庁】</p> <p>デジタル庁としては、システムの構築に当たって協力が求められているものと考えておりますが、そもそも総務省においてご提案のシステムの構築は難しいと判断していることから、当庁からの回答は差し控えます。</p> <p>【総務省】</p> <p>総務省としては、自治体のテレワークの導入促進の取組として、導入経費については特別交付税措置を講じてきている一方、運用経費は原則として特段の措置は講じていない。こうした中、ご提案にある「国において地方公共団体情報システム機構が提供する「自治体テレワークシステム」のような共通システムの構築」を求めることは、自治体の情報システムの運用経費は各自自治体が負担することが基本とされている中、実質的にテレワークの運用経費の恒常的な国負担を求めていることに等しいことから、ご提案のシステムを構築することは困難と考える。</p> <p>また、「自治体テレワーク試行事業」は地方公共団体情報システム機構（J-LIS）が実施している取組であり、当省は当該取組に関する権限を有していないことから、当該事業の本格実施はJ-LISに対して提案すべき内容であると考えている。</p> <p>総務省としては、引き続き、自治体におけるテレワーク導入・活用に関する課題を把握しつつ、事例集の紹介や特別交付税措置などの各種支援を通じて、自治体のテレワークの推進に取り組んでまいります。</p>
16	184	eLTAXによる公金収納においてコンビニ収納を可能とすること	春日市	総務省	eLTAXでのコンビニ収納の追加	札幌市、花巻市、宮城県、ひたちなか市、前橋市、上尾市、横浜市、相模原市、浜松市、島田市、名古屋市、碧南市、枚方市、西宮市、長崎市、熊本市	<p>eLTAXにおいては、令和5年4月から、地方税統一QRコード（eL-QR）を活用した電子納付を開始し、地方税法に規定する機構指定納付受託者制度により、一定の要件を満たす事業者について、eLTAXを通じた納付を委託する者として指定することが可能である。また、公金の納付についても、地方自治法において、当該規定が準用されているところ。</p> <p>一方で、現状、コンビニエンスストアのレジシステムにおいては、QRコードを読み取ることができないことから、eLTAXでコンビニ収納を可能とするためには、設備導入やシステム改修など、コンビニエンスストアにおける負担が生じるという実務上の課題があると認識している。</p>
17	149	「書かないワンストップ窓口の標準化」に向けた住民記録システム標準仕様書の修正	豊田市	デジタル庁、総務省	標準準拠住民記録システム（以下「住記システム」）に関して、次のとおり、住民記録システム標準仕様書を修正することを求める。 ① 住民異動届の作成機能を実装必須機能として追加 ② ①のデータを基にした異動入力画面への反映機能を実装必須機能として追加 ③ ワンストップ窓口のための各種申請書作成用データ（①データ）の排出機能を標準オプション機能から実装必須機能に修正	花巻市、郡山市、いわき市、銚子市、佐久市、豊中市、南あわじ市、安来市、佐世保市、阿蘇市	<p>標準仕様書の内容に関するご提案につきましては、住民記録システム等標準化検討会においてお願いします。</p> <p>住民記録システム標準仕様書については、累次の検討会（仕様書の策定及び改定を検討する「自治体システム等標準化検討会」）において、住民記録システムとして備えるべき機能について有識者・自治体委員・開発ベンダの各構成員等にご参画・ご議論いただいた上で、全国意見照会を経て、策定及び改定が重ねられているところです。</p> <p>なお、機能追加及び実装必須機能化については、現に標準準拠システムへ移行中のシステムや既に標準準拠システムへ移行済のシステムも存在するところ、それらシステムを活用して各種窓口事務を引き続き行う必要があること、住民記録システムのみならず、他の窓口対応を要する標準化対象事務に係るシステムにも共通する課題であることを踏まえれば、ランニングコストへの影響も含め、ご提案の措置を行った場合の影響度合いについて、将来的に慎重な検討が必要なものと考えます。</p>
18	113	国土交通省所管の補助金申請における社会資本整備総合交付金システム（SCMS）の活用	福井県、東京都	国土交通省	事務作業効率化の観点から、社会資本整備総合交付金システム（以下、「SCMS」という。）において、国土交通省所管の補助金申請も可能とすることを求める。	花巻市、栃木県、さいたま市、佐倉市、川崎市、相模原市、長野県、三重県、滋賀県、兵庫県、島根県、岡山県、宮崎県、特別区長会	<p>社会資本整備総合交付金システム（以下「SCMS」という。）は、社会資本整備総合交付金（以下「交付金」という。）の要綱等に従って、交付金が必要とされる手続に特化したシステムです。例えば、交付金では、おおむね3～5年にわたる社会資本総合整備計画を作成・提出することを求めており、この社会資本総合整備計画に基づいて、実施に関する計画の提出、交付申請等の後続の手続を行うこととなっております。</p> <p>仮に個別補助金の事務手続をSCMSで行うこととした場合、制度としての立付けが交付金とは異なることから、抜本的なシステム改修が必要となります。</p> <p>以上より、個別補助金の事務手続を行えるようSCMSを改修することはなじまないと考えておりますが、個別補助金の事務手続には交付金と比べて多くの時間を要する傾向にあるのご意見を踏まえ、様式の簡素化・統一化等を検討し、その結果に基づいて、システム化も含め必要な措置を講じることとします。</p>

# 令和7年の地方分権改革に関する提案募集

デジ行 番号	管理 番号	提案事項 (事項名)	提案団体	制度の所管 ・関係府省	求める措置の具体的内容	追加共同提案団体	各府省からの第1次回答
19	160	全国共通のマンション管理状況届出システムの構築	熊本市	国土交通省	マンションの管理適正化を推進するための支援を行う上で、把握すべき管理状況項目の設定、管理状況の比較が重要であることから、全国共通のマンション管理状況届出システムの構築を求めるもの。	花巻市、いわき市、八千代市、川崎市、茨木市、高松市	地方公共団体において、域内のマンションの管理状況に係る調査の際どのような情報を収集するべきかについては、当該域内のマンションのストック数やその状況等により様々であると考えられることから、国として、調査項目の統一化のためのシステムを構築することについては、慎重な検討を要すると思われる。 そのうえで、地方公共団体が域内のマンション管理組合に対する調査の際、調査項目の設定に苦慮しているのご意見を踏まえ、地方公共団体における調査の負担を軽減する観点から、国土交通省が実施している「マンション総合調査」の調査項目を例としてご紹介するなどの地方公共団体に対する情報提供や、そのような調査を実施する際の調査票のひな形の提示、地方公共団体における調査の好事例の横展開といった支援策について検討してまいりたい。
20	177	全国市町村要覧の編纂に係る調査のオンライン化	山口県、山梨県、中国地方知事会、九州地方知事会	総務省	紙媒体で実施されている調査について、電子媒体で実施し、一斉調査システムの利用を通じたオンラインでの回答を可能とすること。また、市町村が担当する業務は、都道府県を経由せず、直接国に対して回答できるようにすること（都道府県が担当する業務は引き続き、一斉調査システムを通じて都道府県から回答）。	花巻市、宮城県、茨城県	全国市町村要覧の編纂に係る調査票(校正原稿)の各都道府県への送付については、従前の紙原稿の郵送に替えて、令和7年度から、PDF原稿のメール送付へと変更しており、支障事例として挙げられている事務負担については、一定程度改善されているものと考えている。 令和8年度以降の編纂手法については、一斉調査システムの活用の有無も含めて、引き続き検討する。
21	175	奨学給付金制度申請手続のオンライン化	山口県、福島県、神奈川県、九州地方知事会、中国地方知事会	デジタル庁、文部科学省	高校生等奨学給付金申請について、高等学校等就学支援金オンライン申請システムe-Shienを改修するなど、国において、オンライン申請可能なシステムを整備すること。	岩手県、埼玉県、大阪府、奈良県、福岡県、沖縄県	高校生等奨学給付金においては、予算事業かつ都道府県事業であり、在学する生徒の保護者等が居住する都道府県から支援を行う在住地主義を取り入れていることに対し、高等学校等就学支援金は法定受託事務で都道府県が事務を実施し、生徒が通う学校の所在する都道府県が支援を行う在学地主義を取り入れている。高等学校等就学支援金制度において、e-Shienを国が整備した状況と異なるため、高校生等奨学給付金において、国がシステムを整備することの妥当性等を含めた、申請手続のシステム化における課題を整理し、検討をする必要がある。
22	358	生成AIシステムの利用環境の整備	山口県、九州地方知事会	デジタル庁、総務省	国の責任において、地方自治体が安心・安全に活用できる生成AIシステムの利用環境を整備すること。	花巻市、亀岡市、宍粟市、和歌山県、広島市、熊本市	政府等におけるAI基盤の構築など、政府での積極的な生成AIの利活用に向けた仕組みの整備と併せ、地方公共団体がAIを活用し、各行政事務・サービスの質の維持・向上や業務効率化を図ることを支援するため、地方公共団体が利用しやすいAIサービスの開発を推進します。 具体的には、デジタル庁で今後構築することとしているAI基盤の開発・実装とセットで、安全・安心なAIの利活用環境を希望する地方公共団体に提供し、行政事務・サービスの観点から特に効果のあったプロンプトやアプリケーション等については、全国の地方公共団体に共有していくことを検討します。 自治体における生成AIの利用に関しては、現在「自治体におけるAIの利用に関するワーキンググループ」（座長：須藤修 中央大学国際情報学部 教授）において、具体的な利用の方策や留意事項等について議論しており、今後同ワーキンググループにおいて取りまとめられる報告書をもとに、ガイドラインを示していくことを検討しております。
23	364	災害時情報共有システムの対象施設の拡大	熊本県、九州地方知事会	こども家庭庁、文部科学省	災害時の情報収集について、保育所や認定こども園（幼稚園型を含む）、放課後児童クラブ等は国が整備している災害時情報共有システムを活用できるが、幼稚園は、当該システムが活用できずメール等による報告となっている。幼稚園についても、同システムを活用し、災害時の情報収集を一本化していただきたい。なお、文部科学省において引き続き幼稚園に係る情報が必要な場合は、災害時情報共有システムより情報を取得するようご対応いただきたい。	岩手県、花巻市、ひたちなか市、小牧市、岡山県、佐賀県	【こども家庭庁】【文部科学省】 文部科学省では、災害発生後、都道府県等から幼稚園を始めとする小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の学校、社会教育施設、社会体育施設等の文教施設に関する人的及び物的被害状況について情報収集を行っている。また、災害規模等に応じて、これら文教施設について追加の情報収集や情報の精度向上のため、同時かつ同じ手法により情報収集に努めているところである。 このような中で、幼稚園のみを独立行政法人福祉医療機構（厚生労働省とこども家庭庁の共管）が運営する災害時情報共有システムで情報収集することは、文部科学省が文教施設全体について迅速に情報をとりまとめる中においては情報の内容、精度に差が出てくるおそれがある。加えて、災害時の幼稚園にかかる被害情報収集を独立行政法人福祉医療機構に委託するには、新たに発生する費用の確保が必要になること、自治体側においても教育委員会が新たに福祉担当部署等との業務調整が必要となる場合が考えられることなど、慎重な検討が必要である。 このことから、幼稚園については文教施設の一つとして、従前どおり文部科学省が行う文教施設の情報収集の中で行う必要があると考えている。 なお、幼稚園を含む学校にかかる災害時の被害情報収集の方法については、既存の文部科学省WEB調査システムの活用も含め、引き続き見直しを行い、今後とも自治体の負担軽減に向けて検討していく予定である。
24	11	標準準拠システムにおける複数科目を統合した納付額証明書の発行	西宮市	厚生労働省	標準仕様書に介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付額を取込む機能及び国保、後期、介護の3科目を統合した納付額証明書の様式追加を求める。	大田原市、横浜市、魚沼市、西尾市、亀岡市、羽曳野市、安来市、松山市、東温市、高知県、熊本市	標準仕様書の内容に関するご提案につきましては、国民健康保険システム等標準化検討会においてお願いします。 国民健康保険システム標準仕様書については、累次の検討会（仕様書の策定及び改定を検討する「国民健康保険システム標準化検討会」）において、国民健康保険システムとして備えるべき機能について有識者・自治体委員・開発ベンダの各構成員等にご参画・ご議論いただいた上で、全国意見照会を経て、策定及び改定が重ねられているところです。 なお、ご要望の様式の追加については、制度上の実施根拠がなく、標準的な業務ではないことから、標準仕様書に規定することは困難であるものと考えます。
25	98	リモート署名に対応した地方公共団体組織認証基盤の文書等署名用職責証明書の発行	愛媛県、広島県、香川県、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、砥部町、内子町、高知県	デジタル庁、総務省	【リモート署名に対応した地方公共団体組織認証基盤（以下「LGPKI」という。）の文書等署名用職責証明書の発行】 ・リモート署名に対応したLGPKIの文書等署名用職責証明書（GPKI相互認証可）を発行して頂きたい。具体的には、LGPKIの文書等署名用職責証明書及び署名鍵をサーバーで保管し、地方公共団体がリモート署名するときにサーバー上で電子署名が行えるような仕組みを構築していただきたい。 ・文書等署名用職責証明書について、現在は、知事のみとなっているが、知事以外に部長等複数の職責証明書の発行が可能となるようにして頂きたい。 ・電子署名や送信を行う仕組みについては民間事業者が提供するシステムの利用を想定。	花巻市、東京都、川崎市、名古屋市	ご提案の「リモート署名」の仕組みを必ずしも理解しているわけではありませんが、ご趣旨としては、ICカードやUSBトークンを利用せずに署名鍵をリモートからでもアクセス可能なインターネット上のサーバーに置くことで、庁舎外においても電子署名を利用できるようにされたいということではないかと拝察いたします。セキュリティ面からICカード等の鍵格納媒体の利用については、現時点においては必要であると考えます。 他方で、LGPKIのICカード等の鍵格納媒体を庁舎外に持ち出して電子署名に利用することについては、J-LISにおいて何らかの規律を定めているものではなく、各地方公共団体で定める公印管理規程等に則った対応がなされているものと承知しており、各地方公共団体、各職員において鍵格納媒体を適切に管理するという前提のもと、適切にご判断されるべきものと考えます。 また、LGPKIにおいてどうしてもICカード等を利用せずに電子署名を行いたいということであれば、システム改修が発生し、運用に係る費用もかかり増しになると予想され、LGWANやLGPKIの費用を負担している全団体で、その費用負担について合意形成が必要となることにご留意ください。 ご指摘の「知事以外に部長等複数の職責証明書の発行が可能となるよう」については、今年度のできるだけ早い時期に対応することが可能となる見込みです。

# 令和7年の地方分権改革に関する提案募集

デジ行 番号	管理 番号	提案事項 (事項名)	提案団体	制度の所管 ・関係府省	求める措置の具体的内容	追加共同提案団体	各府省からの第1次回答
26	76	証明書等コンビニ交付システムの共通化	一宮市	総務省	証明書等コンビニ交付システムについて、各地方自治体で構築している証明発行サーバの仕様を、今後標準化される標準準拠システム（住基・印鑑、税系、戸籍等）と連携できる仕様に統一化するなどの共通化を図り、地方自治体の証明書発行サーバやBCL（自治体基盤クラウドシステム）連携サーバの構築及び運用保守の負担の軽減及び証明書等コンビニ交付サービスにかかる地方自治体の財政負担を軽減することを要望する。	札幌市、花巻市、いわき市、銚子市、横浜市、川崎市、相模原市、佐久市、豊田市、京都府、豊中市、寝屋川市、安来市、松山市、佐世保市、熊本市、阿蘇市、鹿児島市	標準仕様書の内容に関するご提案につきましては、住民記録システム等標準化検討会においてお願いします。 住民記録システム標準仕様書については、累次の検討会（仕様書の策定及び改定を検討する「自治体システム等標準化検討会」）において、住民記録システムとして備えるべき機能について有識者・自治体委員・開発ベンダの各構成員等にご参画・ご議論いただいた上で、全国意見照会を経て、策定及び改定が重ねられているところです。 機能追加及び実装必須機能化については、現に標準準拠システムへ移行中のシステムや既に標準準拠システムへ移行済のシステムも存在するところ、それらシステムを活用して各種証明書発行を引き続き行う必要があること、住民記録システムのみならず、他の証明書発行を要する標準化対象事務に係るシステムにも共通する課題であることを踏まえれば、ご提案の措置を行った場合の影響度合いも含め、将来的に慎重な検討が必要なものと考えます。
27	363	住居表示業務・システムの共通化	仙台市、札幌市、石巻市、塩竈市、栗原市、大崎市、さいたま市、千葉市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市	デジタル庁、総務省	住居表示業務について、国・地方デジタル共通基盤の整備・運用を進めるにあたり、住居表示台帳及び住居表示に係る事務のシステムの共通化を求める。	花巻市、長崎市、熊本市	アドレス・ベース・レジストリについては、公的基礎情報データベース整備改善計画（令和7年6月13日閣議決定）に基づき、制度所管含省庁等と協力し、整備や検討を進めていく。 住居表示台帳に係るシステムの共通化については、公的基礎情報データベース整備改善計画に基づくアドレス・ベース・レジストリの整備に係るデジタル関係制度改革検討会及びベース・レジストリ推進有識者会合における検討状況を踏まえ、検討する。
28	230	産業廃棄物処理計画及び実施状況報告の提出のデジタル化等	宮城県、仙台市、大崎市、広島県、北海道東北地方知事会	デジタル庁、環境省	1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第12条第9項及び第10項並びに第12条の2第10項及び第11項において、廃棄物を多量に排出する事業者（以下「多量排出事業者」という。）に対して求める産業廃棄物処理計画及び実施状況報告の提出について、オンラインで行うためのシステムを国において構築し、デジタル化を行うこと。 2 法第12条の3第7項において、産業廃棄物を排出する事業者に対して都道府県知事に提出を求めているマニフェストの報告書の提出について、紙面のマニフェストを用いている事業者がオンラインで報告書を提出するためのシステムを国において構築し、デジタル化を行うとともに、その結果得られる電子データと法第13条の2で定める情報処理センターが受け付けた報告内容とを統合してデータベース化すること。 なお、システム構築を行う場合にあっては、事業者から紙面で計画書や報告書が提出された場合であっても、容易にデジタル化できる仕組みを構築されたい。	札幌市、群馬県、新潟県、豊橋市、京都府、寝屋川市、兵庫県、山口県、熊本市、那覇市	多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書の提出については「デジタル社会の実現に向けた重点計画 令和6年6月21日」の「[No.4-4] e-Govの利用促進」によると、「また、国の行政手続の原則オンライン化に加え、地方公共団体等の行政手続のオンライン化においてもe-Govを利用しやすくなるよう、e-Gov電子申請サービスや行政機関等が利用する審査支援サービスの更なる利便性向上に資する追加機能を整備する。」とあり、環境省としてもデジタル庁が担当するe-Govを前提に検討を進めてまいりたい。 マニフェストの報告書の提出について、デジタル化を推進するためには、紙マニフェストを電子マニフェストに移行することが本来あるべき姿と考えているため、環境省としては、電子マニフェストの更なる普及に向けた各種施策に取り組んでまいりたい。
29	8	生活保護法による医療扶助運営要領の様式第13号における医療要否意見書の公印の省略	指定都市市長会	厚生労働省	生活保護法による医療扶助運営要領について、様式第13号の医療要否意見書の公印の省略を認めるよう要件の見直しを求める。	花巻市、上尾市、新潟県、浜松市、名古屋市、三重県、滋賀県、大阪市、寝屋川市、兵庫県、香川県、高知県	医療要否意見書については、医療扶助運営要領に記載のとおり、福祉事務所から医療扶助を受けようとする被保護者に対して発行することを前提に、医療要否意見書の真正性を担保する観点から、福祉事務所に対して公印の押印を求めているところであるが、現在、医療要否意見書については、電子化を含め関係事務の効率化を進めるべく、福祉事務所における運用実態（福祉事務所から指定医療機関に対する直接送付など）の把握等を進めているところであり、運用実態やご提案の内容（公印省略）を踏まえつつ、効率的な運用方法について検討してまいりたい。
30	97	地方公務員の海外渡航に伴う渡航依頼事務に係る都道府県經由事務の廃止	愛媛県、東京都、広島県、新居浜市、西条市、大洲市、全国知事会	総務省、外務省	地方公務員の海外渡航に伴う渡航通知依頼手続き事務処理要領では、政令市を除く市区町村の地方公務員が海外渡航を行う場合、都道府県を経由して外務省へ必要書類を提出することが求められているが、一斉調査システムやLoGoフォームなどを活用し、市区町村から直接提出できるよう見直しを求める。	宮城県、燕市、佐世保市、沖縄県	地方創生2.0基本構想の下での地方連携推進を図るべく、内閣府とも緊密に連携し、本件検討要請につき真摯に検討して参りたいと考えている。具体的には、まずは、全地方公共団体を対象としたアンケート調査を速やかに実施し、当該事務の現状を出来る限り客観的かつ定量的に把握し、また、それぞれの地方公共団体の実情や意見などを把握した上で、「地方公務員の海外渡航に伴う渡航通知依頼手続き」のプロセス全体の合理化に資するよう、実務的な検討を進めて参りたい。

# 令和7年の地方分権改革に関する提案募集

デジ行 番号	管理 番号	提案事項 (事項名)	提案団体	制度の所管 ・関係府省	求める措置の具体的内容	追加共同提案団体	各府省からの第1次回答
31	342	内閣府の栄典制度の推薦事務の見直し	長野県	内閣府、総務省	内閣府の栄典制度における推薦手続等について、以下の点を要望する。 ①申請書類を簡素化し、死亡叙位の功績調書と履歴書を省略 ②紙媒体提出を不要とし、原則、メール提出のみとする申請のオンライン化 ③現行14日以内とされている叙位・死亡叙勲の申請期限の延長 ④春秋叙勲及び高齢者叙勲に係る対象年齢引下げ	岩手県、花巻市、川崎市、身延町、須坂市、三重県、亀岡市、大阪府、四條畷市、徳島県、熊本市、沖縄県	①生存時に叙勲を受章された方が、その後に叙勲で評価された以外の他分野の経歴が伸びているケース等もあり得ることから、叙位の推薦時には、その方の生涯の功績を正確に審査する観点から、死亡日時点で更新された功績調書、履歴書が必要不可欠であり、省略は困難である。加えて、内閣府に提出される叙位の審査票では、推薦省庁以外の分野の経歴の記載が省略されているケースが多く見受けられる。そういった場合は特に履歴書を参照しながら、他分野で評価できる功績がないか等を確認しており、履歴書を省略することによって、正確な審査が困難となるリスクが高いと考えられる。 ただし、「制度による効果」に記載の栄典環境に係る事前協議については、御提案のとおり、叙勲受章時に既に協議済みである事案については、叙位推薦時の改めての協議を不要とすることとし、その旨を推薦省庁に周知することとしたい。 ②栄典の候補者として推薦いただくに当たり、内閣府賞勲局が各府省から提出を求めている主な資料は①審査票、②功績調書、③履歴書、④刑罰等調書及び⑤戸籍抄本（除籍抄本）であり、いずれも功績内容等を確認するために必要なものである。 これら5つの資料については、各府省に対し紙媒体の提出を依頼しているが、これは候補者の功績、経歴等や氏名の細かな字体の違いも全て厳重に確認しているためである。ただしこれら資料のうち、①審査票及び③履歴書については、履歴書を作成した際に、履歴書の情報から審査票を作成することができる「審査票等作成支援ツール」を提供しており、「審査票等作成支援ツール」を使用して審査票及び履歴書を作成いただいた場合には、電子媒体での提出を可能としているところである。 また、④刑罰等調書及び⑤戸籍抄本については、ほかに当該書類に記載された情報を確認するための代替資料がなく、また当該資料は紙媒体以外での入手手段がないため、紙媒体での提出を依頼しているところであり、引き続き紙媒体の提出にご協力願いたい（戸籍抄本等をPDF化した場合、真正性の担保及び複製防止のための透かし文字により戸籍抄本等に記載された内容の確認が困難になる）。 ③総務省においては、地方公共団体向けに地方自治関係の栄典事務執行にあたっての参考として作成している「栄典関係事務提要（地方自治関係）」上、叙位・死亡叙勲に係る申請手続書類の当省への提出時期を、「死亡日を含み2週間以内」と記載しているところ、内閣府提出期限の5日前までとするよう記載を変更する（これにより、現行の取扱いに比して提出期限が最大3日後ろ倒しになる見込み。）。 なお、死亡叙勲については、勲章は本来着用するものであり、功労ある者が死亡した場合には、その発令日は生前最後の日（死亡日）とされている。このような考え方に基いて、御遺族へ速やかに勲章の伝達を行う観点から、閣議決定・御裁可の手続は死亡の日から30日以内に完了させることとなっている。ただし、死亡叙勲の手続期間に関する制限については、「外国及び遠洋においての死亡、その他やむを得ない特別な事情がある場合は、この限りではない」としている。 ④春秋叙勲については、生涯にわたる国家・公共に対する功績を総合的に評価して行われるものとされており、生涯における功績がある程度固まった時期をとらえて顕彰する考え方に基き、「春秋叙勲候補者推薦要綱」（平成15年5月16日内閣総理大臣決定）において、70歳以上の者が叙勲候補者となることと定めている。なお、精神的・肉体的に労苦の多い業務又は人目に付きにくい分野での業務に精励した者については、対象者を55歳以上の者としている。 高齢者叙勲については、春秋叙勲の対象となる功労を有しながらも諸般の事情により、極めて高齢となってもいまだ授与されていない者のうち、年齢88歳になった者に対して、米寿の機会を捉えて、春秋叙勲とは別に授与するもので、昭和48年6月以降、毎月1日付けで実施している。 御指摘の候補者の対象年齢については制度の根幹に関わることであるところ、引き続き、春秋叙勲及び高齢者叙勲の趣旨に沿って、適切な運用に努めてまいりたい。
32	196	不動産登記事務に係る戸籍証明書等の公用請求への戸籍情報連携システムの活用	青森市	法務省	不動産登記事務に係る戸籍証明書等の確認業務について、市町村への公用請求をせず、戸籍情報連携システムを活用し、市町村の業務を改善する。	札幌市、花巻市、郡山市、いわき市、銚子市、豊田市、広島市、松山市、熊本市、鹿児島市、特別区長会	戸籍情報連携システムは、戸籍事務のために用いるシステムであることから、市区町村並びに法務局及び地方法務局（以下、「法務局」という。）の戸籍担当部署等の職員のみ利用者限定している。 また、現状、長期相続登記等未了土地解消事業では、登記官の権限において被相続人等の本籍地市区町村に戸籍証明書等の公用請求を行っていることから、当該請求に係る処理は、1,892の市区町村に分散して行われることとなる。仮に、これを戸籍情報連携システムにおいて副本情報の参照を行って確認することとした場合、制度設計次第では、例えば、50箇所の法務局に照会が集約されかねず、また、戸籍証明書等の検索に係るノウハウや人員もない中での対応となれば、確認までに要する時間が増加することにもなりかねない。 さらに、市区町村での戸籍情報連携システムへの負荷の程度・状況にも配慮する必要がある。 以上からすれば、本籍地市区町村への戸籍証明書等の公用請求により相続人調査を行うことには、現状、相応の合理性があると考えられる。 したがって、御提案の仕組みを導入することについては法務局における処理体制の実情を踏まえつつ、法務局への事務の集約による公共事業等の円滑な実施への影響と市区町村の事務負担の軽減とのバランスをとることができる現実的な仕組みを検討することが必要となると考えている。
33	362	産業廃棄物処理業に係る事務手続等の電子化	熊本県	デジタル庁、環境省	産業廃棄物処理業に係る新規・更新・変更申請手続及び手数料の納付をe-Govで可能とし、オンライン完結を実現すること	宮城県、栃木県、千葉県、豊橋市、寝屋川市、熊本市	「デジタル社会の実現に向けた重点計画 令和6年6月21日」の「[No.4-4] e-Govの利用促進」によると、「また、国の行政手続の原則オンライン化に加え、地方公共団体等の行政手続のオンライン化においてもe-Govを利用しやすくなるよう、e-Gov電子申請サービスや行政機関等が利用する審査支援サービスの更なる利便性向上に資する追加機能を整備する。」とあり、環境省としてもデジタル庁が担当するe-Govを前提に検討を進めてまいりたい。 なお、産業廃棄物処理業に係る新規・更新・変更申請手続及び手数料の納付をe-Govで可能とし、オンライン完結を実現するには、さらなる機能改善・追加等による利便性の向上が必要な状況となっている。については、地方公共団体の実態把握の結果やe-Govの機能改善・追加の状況等を踏まえ、デジタル庁とも調整の上、検討してまいりたい。
34	375	士業者による戸籍や住民票の証明書の職務上請求に係るオンラインシステムの構築	京都市	デジタル庁、総務省、法務省	戸籍謄本や住民票の写し等の証明書の職務上請求について、弁護士等の士業者が市町村に対してオンラインによる方法で行うことができるシステムを、適切な不正防止の仕組みを備えたうえ、8土業に共通かつ自治体が容易に利用できるものとして構築すること。	花巻市、いわき市、豊田市、安来市、広島市、熊本市	【デジタル庁】 制度所管省庁における職務上請求のオンライン化の方針を踏まえ、必要に応じてデジタル共通基盤を活用したシステムの構築等の観点で制度所管省庁と連携して対応する。 【総務省】 住民票の写し等の職務上請求については、「規制改革実施計画」（令和7年6月13日閣議決定）において「戸籍謄本等に係るデジタル共通基盤を活用したシステムの構築等の検討結果を踏まえ、総務省において、デジタル庁と連携して具体的内容を検討し、可能な限り早期に結論を得る」とされたとおり、戸籍謄本等に係る検討結果を踏まえ、検討する。 【法務省】 戸籍証明書等の発行手数料は、市区町村の歳入とされていることから、証明書の発行に当たり必要となるシステムについては、市区町村の責任と費用負担において準備すべきものである。